

澁川市教育・保育施設における
医療的ケア児の支援に関する
ガイドライン
Ver. 3

令和4年3月策定 Ver. 1

令和5年3月改定 Ver. 2

令和7年1月改定 Ver. 3

澁川市

目 次

第1章 総則

- 1 ガイドラインの目的
- 2 医療的ケア児を取り巻く現状
 - (1) 医療的ケア児の実態
 - (2) 医療的ケア及びその実施者
 - (3) 医療的ケアに関する主な法令等
- 3 渋川市の課題
- 4 医療的ケア児の支援に係る基本的事項
 - (1) 実施要件
 - (2) 医療的ケアの種別
 - (3) 実施施設
 - (4) 主たる実施者

第2章 医療的ケア児の入園までの流れ

- 1 渋川市窓口相談
- 2 入園希望施設現地確認
- 3 入園に向けた関係者協議
- 4 施設環境の整備及び人員の配置
- 5 利用申請

第3章 医療的ケアの実施及び教育・保育の提供等

- 1 医療的ケアの実施
 - (1) 主治医又は訪問看護師の指導による医療的ケアの手技の習得
 - (2) 医療的ケア実施の1日の流れ
- 2 教育・保育の提供
 - (1) 関係者からの要望を踏まえた個別の指導計画（教育支援計画）の作成
 - (2) 教育・保育の提供の1日の流れ
- 3 ケース会議の開催

第4章 医療的ケアの変更及び終了、医療的ケア児の退園及び卒園

- 1 医療的ケアの変更
- 2 医療的ケアの終了
- 3 医療的ケア児の退園
- 4 医療的ケア児の卒園

第5章 事故防止の取組み及び事故発生時の対応

第6章 職員の研修

第7章 医療的ケアの実施及び教育・保育の提供における連携体制

- 1 医療的ケア児の保護者
- 2 医療的ケア児施設専任看護師
- 3 医療的ケア児施設専任保育士
- 4 医療的ケア児相談調整看護師
- 5 医療的ケア児相談調整保育士

- 6 医療的ケア児等コーディネーター
- 7 渋川市教育・保育施設長
- 8 渋川市教育・保育施設の従事者
- 9 主治医
- 10 園医
- 11 障害福祉サービス相談支援専門員
- 12 訪問看護師
- 13 教育委員会（小学校等）

巻末様式

- 様式第1号 医療的ケア児の支援に係る窓口相談シート兼同意書
- 様式第2号 医療的ケア児の支援に係る入園希望施設現地確認シート
- 様式第3号 医療的ケア児の支援に係る関係者協議シート
- 様式第4号 主治医指示書
- 様式第5号 医療的ケア児に対する医療的ケア及び教育・保育の記録書
- 様式第6号 医療的ケア児の活動及び行事参加確認書
- 様式第7号 医療的ケア終了届出書

語句の定義

語句	定義
医療的ケア児	日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠である児童
渋川市教育・保育施設	渋川市に所在する保育所、認定こども園及び幼稚園
主治医	医療的ケア児の主治医又は主治医が所属する医療機関
保育士	保育士及び幼稚園教諭の資格を有する者
医療的ケア児施設専任看護師	渋川市教育・保育施設において、医療的ケア児に対する医療的ケアを行う看護師
医療的ケア児施設専任保育士	渋川市教育・保育施設において、医療的ケア児に対する教育・保育を行う保育士
医療的ケア児相談調整看護師	保護者及び関係者との入園調整並びに医療的ケア児施設専任看護師の指導及び代替を行う看護師
医療的ケア児相談調整保育士	保護者及び関係者との入園調整並びに医療的ケア児施設専任保育士の指導及び代替を行う保育士
指導計画	保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領又は幼稚園教育要領に定める指導計画
小学校等	小学校及び特別支援学校
障害福祉サービス相談支援専門員	医療的ケア児が障害児通所支援事業等のサービスを利用するための調整を行う相談支援専門員
渋川市担当課職員	本ガイドラインを所管する所属の職員
訪問看護師	医療的ケア児を担当する訪問看護師

第1章 総則

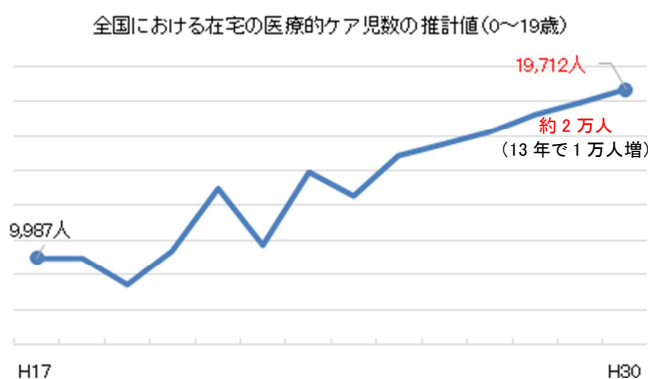
1 ガイドラインの目的

本ガイドラインは、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」に基づき、医療的ケア児に対する教育・保育を行う体制の拡充を図り、医療的ケア児が渋川市教育・保育施設において医療的ケア児でない児童と共に教育・保育を受けられるよう、適切な医療的ケアその他の支援を行うことを目的とします。

2 医療的ケア児を取り巻く現状

(1) 医療的ケア児の実態

増加する医療的ケア児は社会と関わり将来の自立を希望



出典：令和元年12月25日医療的ケア児の支援に関する施策と保健、医療、福祉、教育等の連携について（厚生労働省社会・援護局ほか）

医療的ケア児の状態(0～18歳) n=1,331

【姿勢】	寝たきり 65%	一人立ち可 24% つかまり立ち可 9%
【食事】	経管栄養 66%	全面介助要 10% 一部介助要 7%
【理解】	言語理解不可 53%	簡単な言語理解可 25% 簡単な文字・数理解可 6%

医療的ケア児の付き添いや将来について(自由記載)

- 24時間ずっと付きっきりで正直ストレスが溜まる。
- 学校に医療的ケアをできる看護師がいないため、登校～下校まで常に待機している。
- 学校は楽しそうなので通わせてあげたいが、付き添いなどの負担が重すぎてできない。
- 医療的ケア児のために仕事を辞め、家計が圧迫され、将来にとっても不安を感じている。
- 子どもが自立して生活できる環境を整えたい。

調査対象 医療的ケア児者（20歳未満）の家族
調査時期 令和元年11月18日～30日
調査主体 三菱UFJリサーチ&コンサルティング

在宅生活継続のために必要なサービス(自由記載)

- 医療的ケアが必要でも受け入れてくれる保育所等を増やしてほしい。
- 保育園・学校等に看護師を配置してほしい。
- 社会との関わりがあまりない娘に多くのことを経験し、学んでもらいたい。

調査対象 医療的ケア児（18歳未満）の親
調査時期 平成27年8月～10月
調査主体 みずほ情報総研（株）

医療的ケア児は、医療技術の進歩等によって著しく増加しています。

医療的ケア児の大半は、言語の理解が困難で、経管栄養や吸引の医療行為に加えて、寝たきり状態に対する全面的な介助が必要です。

医療的ケア児の保護者は、大半の医療的ケア児から片時も目を離せず、付き添いやケアに対する心身の負担と限られた就労による経済的な不安を抱えています。

医療的ケア児の保護者は、医療的ケア児が保育園や学校等で社会との関わりを持ち、将来的に自立した生活を送れるよう望んでいます。

(2) 医療的ケア及びその実施者

渋川市教育・保育施設では医療的ケア児の受入れ体制が未整備

医行為の定義	医師の医学的判断及び技術をもってするのでなければ人体に危害を及ぼし、又は危害を及ぼすおそれのある行為	
	医療的ケア	人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為であって、日常生活に必要な医療的な生活援助行為
医行為の実施者	保健師、看護師	医師の指示が必要
	認定特定行為業務従事者	医師の指示が必要(一部の喀痰吸引と経管栄養に限定)
	患者本人や家族	医師の指導を受けて可能(違法性阻却)

障害児受入れ、人員配置及び対応マニュアル作成の状況								
施設 (令和４年３月１日時点)			障害児受入れ		人員配置			医療的ケア 実施対応 マニュアル作成
			手帳 所持	医療的 ケア児	保健師 看護師	認定特定 行為業務 従事者	養護 教諭	
保育所	公立	第一保育所						×
		第四保育所	１人					×
		第五保育所						×
	民間	渋川こばと保育園	１人					×
		行幸田保育園						×
		コスモス保育園						×
		パンジー保育園						×
		中村保育園						×
		たんぽぽ保育園						×
		ひばり保育園						×
	北橋保育園						×	
認定こども園	公立	伊香保こども園	１人					×
		かに石こども園						×
	民間	半田こども園	１人					×
		白ばら幼稚園	１人					×
		渋川大島幼稚園						×
幼稚園	公立	渋川幼稚園	１人				１人	×
		こもち幼稚園	１人					×
		赤城幼稚園						×
		北橋幼稚園	３人					×
計			10人	0人	0人	0人	1人	

医療的ケアは、人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為かつ日常生活に必要な医療的な生活援助行為であって、保健師、看護師又は認定特定行為業務従事者が医師の指示を受けて実施でき、患者本人や家族が医師の指導を受けて実施できます。ただし、認定特定行為業務従事者は、一部の喀痰吸引と経管栄養に限られます。

渋川市教育・保育施設では、令和4年3月1日時点において、心身障害児（障害者手帳の交付を受けた者、発達障害がある者）を受入れている施設もありますが、医療的ケアの実施体制（保健師、看護師又は認定特定行為業務従事者の配置や医療的ケア実施対応マニュアルの作成）が整わないことなどを理由に、医療的ケア児の受入れは困難となっています。

(3) 医療的ケアに関する主な法令等

医療的ケア児に対する教育・保育の適切な支援が法制化

児童福祉法

(一部改正:平成28年6月3日公布・施行)

第56条の6第2項

地方公共団体は、人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児が、その心身の状況に応じた適切な保健、医療、福祉その他の各関係分野の支援を受けられるよう、保健、医療、福祉その他の各関連分野の支援を行う機関との連絡調整を行うための体制の整備に関し、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

学校における医療的ケアの今後の対応について

(平成31年3月20日30文科初第1769号文部科学省初等中等教育局長通知)

医療的ケア児の教育に当たっては、児童生徒等の安全の確保が保障されることを前提とした上で、医療的ケア児の可能性を最大限に発揮させ、将来の自立や社会参加のために必要な力を培うという視点に立って、医療的ケアの種類や頻度のみに着目して画一的な対応を行うのではなく、一人一人の教育的ニーズに応じた指導を行う。

安全に医療的ケアを実施するためには、関係者(教育委員会、学校、医療的ケア実施者、医師、保護者)の役割分担を整理し、関係者が相互に連携しながら、それぞれの役割において責任を果たしていくことが重要である。

教育委員会	校長・教頭・一部の主幹教諭
○医療的ケアに係るガイドライン等の策定 ○医療的ケア運営協議会の設置・運営 ○医療的ケアを実施する看護師等の確保 ○医療的ケアを実施する者の研修 ○学校医・医療的ケア指導医の委嘱 ○ヒヤリ・ハット等の事例の蓄積・分析 ○医療的ケア実施体制のリーフレット作成・広報	○学校における医療的ケアの実施要領の策定 ○医療的ケア安全委員会の設置・運営 ○教職員の役割分担の明確化 ○外部も含めた連絡体制の構築・管理・運営 ○本人・保護者への説明と教育委員会への報告 ○課外活動等への参加の判断 ○緊急時の体制整備
全ての教職員	看護師等
○学校における医療的ケアの教育的意義の理解 ○医療的ケアに必要な衛生環境の理解 ○看護師等との情報共有 ○ヒヤリ・ハット等の事例の蓄積と予防対策 ○緊急時のマニュアル作成への協力 ○自立活動の指導等 ○緊急時の対応	○医療的ケア児のアセスメント・健康管理 ○医療的ケアの実施・記録・管理・報告 ○医療関係者との連絡・報告 ○教職員・保護者との情報共有 ○認定特定行為業務従事者への指導・助言 ○必要な医療器具・備品等の管理 ○主治医指示書に基づく個別マニュアルの作成 ○緊急時のマニュアル作成・対応 ○ヒヤリ・ハット等の事例の蓄積と予防対策 ○教職員全体の理解啓発
認定特定行為業務従事者である教職員	指導的な立場の看護師
- 全ての教職員の役割分担に加え ○医療的ケアの実施(特定行為のみ) ○医療的ケアの記録・管理・報告 ○必要な医療器具・備品等の管理 ○緊急時のマニュアル作成	- 看護師等の役割分担に加え ○外部関係機関との連絡調整 ○看護師等の業務調整 ○看護師等の相談・指導・カンファレンスの開催 ○研修会の企画・運営 ○医療的ケアに関する教職員からの相談対応
養護教諭	学校医・医療的ケア指導医
- 全ての教職員の役割分担に加え ○保健教育、保健管理等の中での支援 ○児童生徒等の健康状態の把握 ○医療的ケア実施に関わる環境整備 ○医療関係者との連絡・報告 ○看護師等と教職員との連携支援 ○研修会の企画・運営への協力	○医療的ケアの実施要領・個別マニュアルの確認 ○医療的ケア実施に当たっての指導・助言 ○主治医との連携 ○巡回指導 ○緊急時に係る指導・助言 ○医療的ケアに関する研修 ○課外活動等への参加の判断に対する指導・助言
主治医	保護者
○本人や学校の状況を踏まえた書面による指示 ○緊急時に係る指導・助言 ○個別の手技に関する看護師等への指導 ○個別・緊急時マニュアルへの指導・助言・承認 ○学校への情報提供 ○医療的ケアに関する研修 ○保護者への説明	○医療的ケアの実施体制・責任分担への理解 ○学校との連携・協力 ○緊急時の連絡手段の確保 ○定期的な医療機関への受診 ○健康状態の報告 ○医療的ケアに必要な医療器具等の準備 ○緊急時の対応 ○学校と主治医との連携体制の構築への協力

平成 28 年 6 月施行の改正「児童福祉法」では、地方公共団体は、医療的ケア児の支援に関する保健、医療、障害福祉、保育及び教育等の連携の一層の推進を図るよう努めることとされました。

平成 31 年 3 月に文部科学省が発出した通知「学校における医療的ケアの今後の対応について」では、医療的ケア児の教育に当たっては、児童生徒等の安全の確保が保障されることを前提とした上で、医療的ケアの種類や頻度のみに着目して画一的な対応を行うのではなく、一人一人の教育的ニーズに応じた指導を行うこととし、関係者の標準的な役割分担として、教育委員会が医療的ケアに係るガイドライン等を策定するなどが示されました。

医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律
(制定:令和 3 年 6 月 18 日公布、同年 9 月 18 日施行)

■定義 第 2 条

「医療的ケア児」とは、日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠である児童をいう。

■基本理念 第 3 条

- 医療的ケア児の日常生活及び社会生活を社会全体で支える。
- 医療的ケア児が医療的ケア児でない児童と共に教育を受けられるよう最大限に配慮しつつ適切に教育に係る支援を行う。
- 医療、保健、福祉、教育、労働等に関する関係機関相互の緊密な連携の下に、切れ目なく行う。
- 医療的ケア児及びその保護者の意思を最大限に尊重する。

■地方公共団体の責務 第 5 条

地方公共団体は、自主的かつ主体的に、医療的ケア児及びその家族に対する支援に係る施策を実施する責務を有する。

■保育所等の設置者の責務 第 6 条、第 7 条

保育所の設置者、認定こども園の設置者及び幼稚園の設置者は、在籍する医療的ケア児に対し、適切な支援を行う責務を有する。

■保育又は教育を行う体制の拡充等 第 9 条、第 10 条

地方公共団体は、医療的ケア児に対して、保育又は教育を行う体制の拡充が図られるよう必要な措置を講ずる。

保育所の設置者、認定こども園の設置者及び幼稚園の設置者は、在籍する医療的ケア児が適切な医療的ケアその他の支援を受けられるようにするため、看護師等の配置その他の必要な措置を講ずる。

令和 3 年 9 月施行の「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」では、医療的ケア児の定義を日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠である児童とし、基本理念として、医療的ケア児及びその家族に対して、生活を社会全体で支え、医療的ケア児でない児童と共に教育を受けられ、関係機関相互の緊密な連携の下に、意思を最大限に尊重して、切れ目なく支援を行うこととされました。

さらに、地方公共団体は、医療的ケア児及びその家族に対する支援に係る施策を実施する責務を有し、医療的ケア児に対する保育又は教育を行う体制の拡充を図ることとされ、教育・保育施設の設置者は、在籍する医療的ケア児に対する適切な支援を行う責務を有し、医療的ケア等を受けるための看護師等の配置等を行うこととされました。

3 渋川市の課題

渋川市の課題は、医療的ケア児を取り巻く現状を踏まえ、「渋川市教育・保育施設における医療的ケア児の受入れ体制の確保」です。

医療的ケア児を取り巻く現状まとめ

増加する医療的ケア児は 社会と関わり将来の自立を希望

医療的ケア児は、医療技術の進歩等によって著しく増加し、その大半は、言語の理解が困難で、経管栄養などの医療行為に加えて、寝たきり状態に対する全面的な介助が必要となっています。

医療的ケア児の保護者は、付き添いやケアに対する心身の負担と限られた就労による経済的な不安を抱え、医療的ケア児が、保育園や学校等で社会との関わりを持ち、将来的に自立した生活を送れるよう望んでいます。

渋川市教育・保育施設では 医療的ケア児の受入れ体制が未整備

医療的ケアは、医療行為かつ日常生活に必要な医療的生活援助行為であって、看護師などが医師の指示を受けて実施できます。

渋川市教育・保育施設では、心身障害児を受入れている施設もありますが、医療的ケアの実施体制（看護師などの人員の配置や医療的ケア実施対応マニュアルの作成）が整わないことなどを理由に、医療的ケア児の受入れは困難となっています。



医療的ケア児に対する 教育・保育の適切な支援が法制化

「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が、令和3年9月18日に施行され、医療的ケア児及びその家族の生活を社会全体で支え、医療的ケア児でない児童と共に教育が受けられ、関係機関相互の緊密な連携の下に、意思を最大限に尊重して切れ目なく支援を行うこととされました。

地方公共団体は、医療的ケア児及びその家族に対する支援に係る施策を実施する責務を有し、医療的ケア児に対する保育又は教育を行う体制の拡充を図ることとされ、教育・保育施設の設置者は、在籍する医療的ケア児に対する適切な支援を行う責務を有し、医療的ケア等を受けるための看護師等の配置等を行うこととされました。



渋川市教育・保育施設における医療的ケア児の受入れ体制の確保

4 医療的ケア児の支援に係る基本的事項

渋川市教育・保育施設における医療的ケア児の支援では、実施要件（対象児童（小学校就学前の医療的ケア児）、主治医の判断及び指導、医療的ケア児の保護者の協力）を満たし、医療的ケアの種別にかかわらず、実施施設（公立9施設、民間11施設）において、主たる実施者（医療的ケア児施設専任看護師及び医療的ケア児施設専任保育士）が行います。

（１） 実施要件

対象児童	小学校就学前の医療的ケア児（施設ごとの入所年齢による） ※「第2章 医療的ケア児の入園までの流れ」の過程において入園に至らない場合又は入園までに時間を要する場合があります。
主治医の判断 及び指導	◆主治医が、医療的ケア児が渋川市教育・保育施設において教育・保育及び医療的ケアを受けることが可能であると判断すること ◆主治医が、医療的ケアの手技を医療的ケア児施設専任看護師に指導すること
医療的ケア児の 保護者の協力	◆医療的ケア児の保護者は、病状や医療的ケアに関する情報（主治医の意見や健康状態の変化等）を渋川市教育・保育施設と十分に共有すること ◆医療的ケア児の保護者は、医療的ケアに必要な機材、器具及び衛生用品等を不足のないように毎日持参し持ち帰り、準備、点検及び整備を行うこと ◆医療的ケア児の保護者には、渋川市教育・保育施設において教育・保育及び医療的ケアを実施するにあたり、物品の借用、費用の負担及び付き添い（特に入園後当面の間）をお願いすることがあること ◆医療的ケア児の保護者には、医療的ケア児施設専任看護師が都合により休暇のときは家庭での保育をお願いすることがあること

（２） 医療的ケアの種別

種別	内容
喀痰吸引	口・鼻・気管にチューブを入れ、電動の吸引器で、痰・鼻汁・唾液・吐物等を除去すること
ネブライザー吸入	気道に直接、湿気や薬を与えることで痰を出やすくし、気管支を拡張させること
気管切開部の管理	気管カニューレ周辺の管理を行うこと
人工呼吸器の管理	人工呼吸器の動作確認や設定等の管理を行うこと
酸素吸入	酸素ボンベからチューブを介して酸素を体（気道）に取り入れること
血糖測定	指先等から採取する血液から簡易に血糖値を測定すること
インスリン皮下注射	血糖の値に応じて注射や持続ポンプからのチューブを介して、インスリンの補充を行うこと
導尿	膀胱内にたまった尿をカテーテルにより、排出させること
人工肛門の管理	腹部等に新しく作られた便や尿の出口の装具の面板（皮膚保護剤）等の交換や管理を行うこと
コンタクトレンズ装着	コンタクトレンズの着脱を行うこと
経管栄養（経鼻・胃ろう・腸ろう）	鼻腔や胃ろうなどからのチューブを介して、消化器（胃など）に栄養補給を行うこと
その他	その他の主治医の指示する医療的ケア

（３） 実施施設

次項の「渋川市教育・保育施設一覧」を参照（当面の間は公立施設で実施）

（４） 主たる実施者

医療的ケア児に対する医療的ケアは、医療的ケア児施設専任看護師が主治医の指示に従って行います。

医療的ケア児に対する教育・保育は、医療的ケア児施設専任保育士が主となって行います。

渋川市教育・保育施設一覧

○保育所(園)

区分	施設名	利用定員	所在地	電話番号	入園開始年齢	医療的ケア児の受入れ	施設環境			
							建物内の段差解消	多機能トイレ		施設出入口に 自家用車を 停車
								オストメイト 対応	車いす対応	
公立	第一保育所	60	渋川2103-22	22-0449	満1歳～	実施	×	×	×	×
	第四保育所	87	有馬716	23-3759	満1歳～	実施	×	×	×	×
	第五保育所	76	渋川446-1	23-3002	1歳児	実施	×	×	×	×
民間	渋川こばと保育園	120	金井2352-15	23-9066	満8ヶ月	未実施	×	×	×	×
	行幸田保育園	150	行幸田910-1	23-3025	満6ヶ月	未実施	○	×	○	○
	コスモス保育園	100	石原1609-1	23-5389	産休明け	未実施	×	×	×	×
	バンジー保育園	90	金井1512-1	24-5315	産休明け	未実施	×	×	×	×
	たんぼぼ保育園	130	上白井2525	53-4554	満6ヶ月	未実施	○	×	×	○
	ひばり保育園	160	赤城町勝保沢110-6	56-2144	満6ヶ月	未実施	×	×	×	○
	北橋保育園	110	北橋町八崎374	23-4213	満6ヶ月	未実施	△ 入口は段差有	×	○	○

○認定こども園

区分	施設名	利用定員 (1号) (2・3号)	所在地 (電話番号)		入園開始年齢	医療的ケア児の受入れ	施設環境			
							建物内の段差解消	多機能トイレ		施設出入口に 自家用車を 停車
								オストメイト 対応	車いす対応	
公立	伊香保こども園	55 (15) (40)	伊香保町伊香保335-3	72-2215	満6ヶ月	実施	×	×	×	×
	かに石こども園	25 (15) (10)	村上3751-1	59-2100	満1歳	実施	×	×	×	×
民間	半田こども園	245 (15) (230)	半田1162-1	24-2864	満6ヶ月	未実施	△ 入口は段差有 エレベーター無	×	×	×
	白ばら幼稚園	175 (75) (100)	渋川778-2	22-1068	満8ヶ月	未実施	○	×	○	○
	中村こども園	105 (15) (90)	中村369-4	24-5366	満6ヶ月	未実施	△ 園庭と保育室 間に段差有	×	○	○
	渋川大島幼稚園	160 (120) (40)	半田2410	23-9930	2歳児	未実施	×	×	○	○

○幼稚園

区分	施設名	利用定員	所在地 (電話番号)		入園開始年齢	医療的ケア児の受入れ	施設環境			
							建物内の段差解消	多機能トイレ		施設出入口に 自家用車を 停車
								オストメイト 対応	車いす対応	
公立	渋川幼稚園	95	渋川1773-1	22-2550	3歳児	実施	○	×	○	○
	こもち幼稚園	175	吹屋658-30	60-6688		実施	○	×	×	×
	赤城幼稚園	75	赤城町勝保沢110-6	20-6222		実施	○	×	○	○
	北橋幼稚園	135	北橋町真壁2376-4	52-2414		実施	○	×	○	○

開所時間	保育認定							
(平日)	保育標準時間			保育短時間				
(土曜日)								
	延長保育			延長保育				
	平日	土曜		平日	土曜			
7:30～19:00	7:30～18:30	18:30～19:00	—	8:30～16:30	朝	7:30～8:30	朝	7:30～8:30
7:30～18:00					夕	16:30～19:00	夕	16:30～18:00
7:30～19:00	7:30～18:30	18:30～19:00	—	8:30～16:30	朝	—	朝	—
7:30～17:30					夕	16:30～17:00	夕	—
7:30～19:00	7:30～18:30	18:30～19:00	—	8:30～16:30	朝	7:30～8:30	朝	7:30～8:30
7:30～18:00					夕	16:30～19:00	夕	16:30～18:00
7:00～19:00	7:00～18:00	18:00～19:00	—	8:30～16:30	朝	7:00～8:30	朝	8:00～8:30
8:00～17:30					夕	16:30～19:00	夕	16:30～17:30
7:30～19:00	7:30～18:30	18:30～19:00	18:30～19:00	8:30～16:30	朝	7:30～8:30	朝	7:30～8:30
7:30～19:00					夕	16:30～19:00	夕	16:30～19:00
7:30～19:00	7:30～18:30	18:30～19:00	—	8:30～16:30	朝	7:30～8:30	朝	7:30～8:30
7:30～18:00					夕	16:30～19:00	夕	16:30～18:00
7:00～19:00	7:00～18:00	18:00～19:00	—	8:00～16:00	朝	7:00～8:00	朝	7:30～8:00
7:30～17:00					夕	16:00～19:00	夕	16:00～17:00
7:00～18:30	7:00～18:00	18:00～18:30	—	8:00～16:00	朝	7:00～8:00	朝	7:30～8:00
7:30～13:30					夕	16:00～18:30	夕	—

開所時間	保育認定								教育認定		
(平日)	保育標準時間			保育短時間					教育時間(平日のみ)		
(土曜日)											
	延長保育			延長保育					預かり保育		
	平日	土曜		平日	土曜				時間	利用料	
7:30～19:00	7:30～18:30	18:30～19:00	—	8:30～16:30	朝	7:30～8:30	朝	7:30～8:30	9:30～13:30	8:00～9:30 13:30～18:00	1日100円 長期休業中は 1日200円
7:30～18:00					夕	16:30～19:00	夕	16:30～18:00		13:30～17:00 長期休業中は 8:30～16:30	
7:15～19:15	7:15～18:15	18:15～19:15	—	8:30～16:30	朝	—	朝	—	9:00～13:00	13:00～16:00	月額3,000円
7:15～18:15					夕	—	夕	—			
7:30～19:00	7:30～18:30	18:30～19:00	—	8:30～16:00	朝	7:30～8:00	朝	7:30～8:00	9:00～14:15	14:15～18:30	1日400円
7:30～17:00					夕	16:00～19:00	夕	16:00～17:00		長期休業中は 8:30～16:00	半日400円 1日700円
7:30～19:00	7:30～18:30	18:30～19:00	—	7:30～16:30	朝	7:30～8:30	朝	7:30～8:30	9:00～13:00	13:00～16:00	月額3,000円
7:30～18:00					夕	16:30～19:00	夕	16:30～18:00			
7:30～18:30	7:30～18:30	—	—	7:30～16:00	朝	—	朝	—	10:00～14:00	7:30～8:30 14:00～18:00	1日350円
7:30～13:30					夕	16:00～18:30	夕	—		長期休業中は 7:30～18:00	半日450円 1日900円

教育認定		
教育時間(平日のみ)		
預かり保育		
時間	利用料	
8:00～8:40/14:00～18:00 長期休業中9:00～16:00	1日100円 長期休業中 1日200円	
8:00～8:40/14:00～18:00 長期休業中8:30～17:00		
8:00～8:40/14:00～18:00 長期休業中9:00～16:00		
8:40～14:00		

※「入園開始年齢」欄の説明

「産休明け」 産休明けの翌月

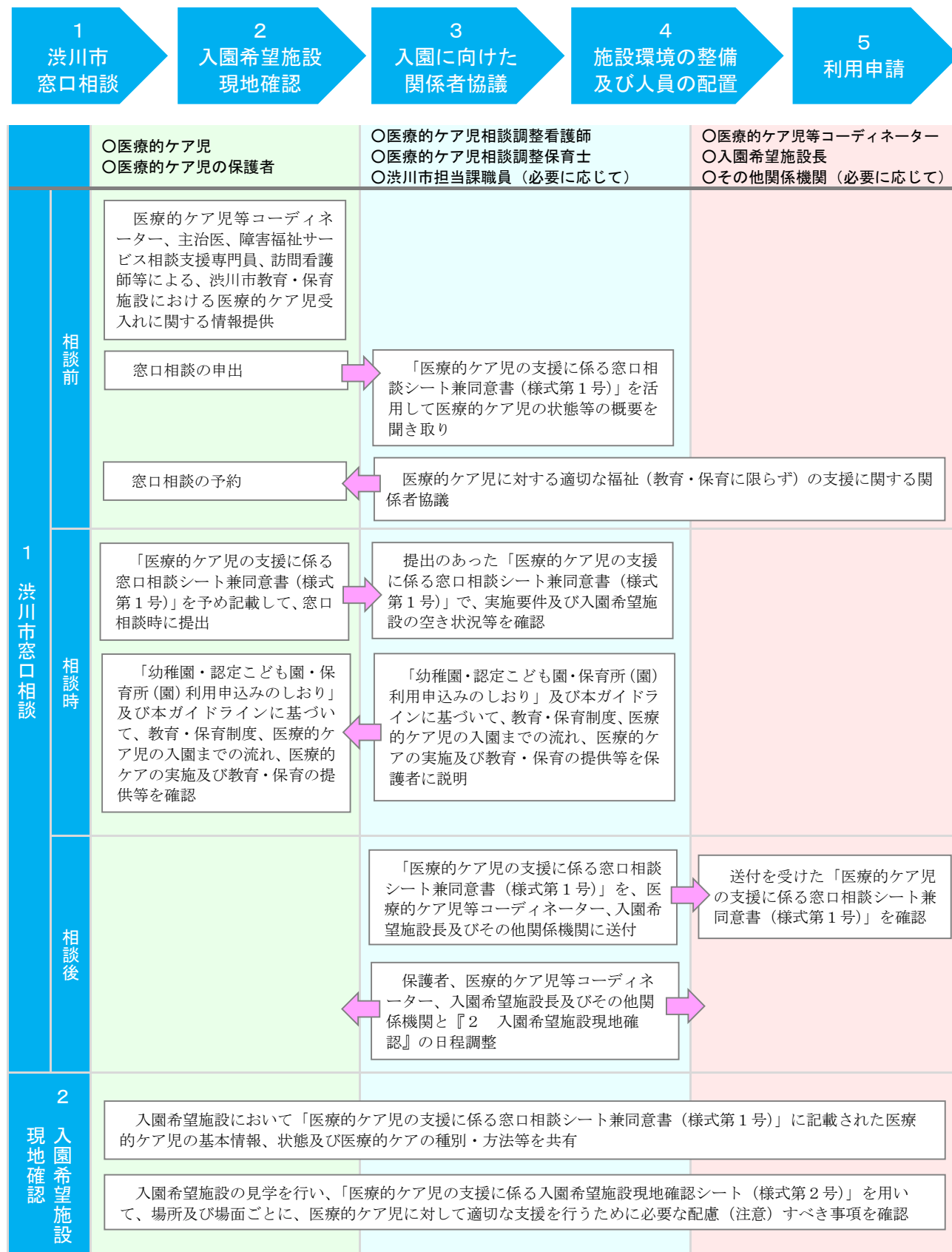
「満〇ヶ月」 その月齢に到達した日の翌月

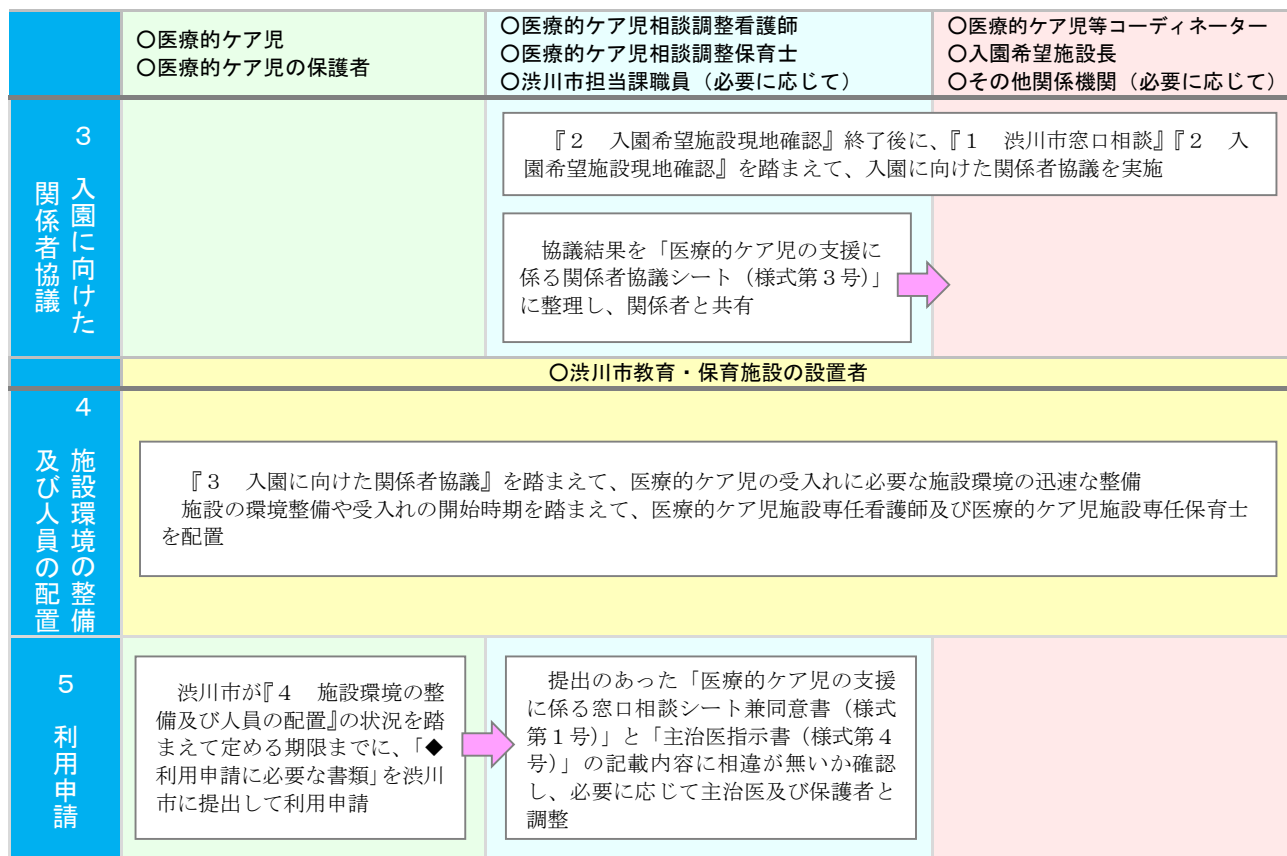
「満〇歳」 その年齢に到達した日の翌月

「〇歳児」 4月1日現在〇歳に到達している子ども

第2章 医療的ケア児の入園までの流れ

医療的ケア児の入園までの流れは、渋川市窓口相談、入園希望施設現地確認、入園に向けた関係者協議を経て、施設環境の整備及び人員の配置により受入れ体制を整えた後、保護者が利用申請を行います。





◆ 利用申請に必要な書類

【保育認定を受けて保育所又は認定こども園を利用】

- ☐ 子どものための教育・保育給付認定申請書兼保育利用申込書
- ☐ 保育を必要とすることを証明する書類
- ☐ 主治医指示書（様式第4号）

※取得に係る経費は、医療的ケア児の保護者負担となります。

保育を必要とすることを証明する書類

保護者の状況		提出書類
労働	会社に勤務している人（会社に勤務予定の人）	就労証明書
	自営業・農業・内職など	就労状況申告書
妊娠・出産		母子手帳のコピー（住所、氏名、出産予定日がわかるページ） 妊婦一般健康診査受診票のコピー ※認定期間：産前2ヶ月以内、産後2ヶ月以内
疾病・障害		医師の診断書（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付者はそのコピー）
介護・看護		医師の診断書（身体障害者手帳、療育手帳、介護保険被保険者証の交付者はそのコピー）
災害復旧		罹災証明書等のコピー
求職活動		求職活動に関する申立書 ※認定期間：3ヶ月以内
就学、職業訓練		在学証明書（入学予定は合格通知書などのコピー）
虐待・DV		公的機関が発行した証明書等

【教育認定を受けて認定こども園又は幼稚園を利用】

- ☐ 入園願書
- ☐ 子どものための教育・保育給付認定申請書兼現況届出書
- ☐ 主治医指示書（様式第4号）

※取得に係る経費は、医療的ケア児の保護者負担となります。

第3章 医療的ケアの実施及び教育・保育の提供等

医療的ケアの実施は、医療的ケア児施設専任看護師が医療機関又は実施施設において主治医又は訪問看護師の指導を受け、医療的ケアの手技を習得し、安全に医療的ケアを行います。

教育・保育の提供は、医療的ケア児施設専任保育士が医療的ケア児の保護者、医療的ケア児施設専任看護師、医療的ケア児等コーディネーター、障害福祉サービス相談支援専門員その他の関係者からの意見や要望を踏まえて、医療的ケア児の状態及び障害特性に応じた個別の指導計画（教育支援計画）を作成し、適切な教育・保育を行います。

ケース会議の開催は、渋川市担当課職員が医療的ケア児施設専任看護師及び医療的ケア児施設専任保育士の求めに応じ、年1回を基本に医療的ケア児を取り巻く関係者が参加して行います。

1 医療的ケアの実施

(1) 主治医又は訪問看護師の指導による医療的ケアの手技の習得

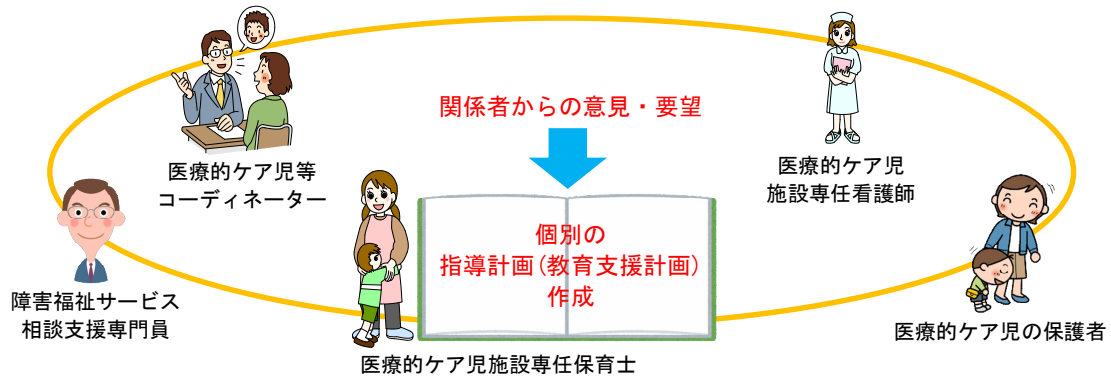


(2) 医療的ケア実施の1日の流れ

	○医療的ケア児の保護者	○医療的ケア児施設専任看護師 ○医療的ケア児施設専任保育士（必要に応じて補助）	○渋川市教育・保育施設長
登園時	医療的ケアで使用する機材、器具及び衛生用品等を医療的ケア児施設専任看護師に受渡し 医療的ケア児の体調を医療的ケア児施設専任看護師に伝達	医療的ケアで使用する機材、器具及び衛生用品等を保護者から受け取り、受け取った機材等を「医療的ケア児に対する医療的ケア及び教育・保育の記録書（様式第5号）」を参考にして記録し、適切に管理 医療的ケア児の体調を保護者に確認し、「医療的ケア児に対する医療的ケア及び教育・保育の記録書（様式第5号）」を参考にして記録	
教育・保育時間中		安全に医療的ケアを行い、医療的ケアの実施状況（実施時間、実施場所及び実施内容）及び医療的ケア児の体調変化・対応を「医療的ケア児に対する医療的ケア及び教育・保育の記録書（様式第5号）」を参考にして記録	
降園時	医療的ケアで使用した機材、器具及び衛生用品等を医療的ケア児施設専任看護師から受取 医療的ケアの実施状況及び医療的ケア児の体調変化・対応を医療的ケア児施設専任看護師から確認	医療的ケアで使用した機材、器具及び衛生用品等について、管理状況を「医療的ケア児に対する医療的ケア及び教育・保育の記録書（様式第5号）」を参考にして記録した上で、保護者に返却 医療的ケアの実施状況及び医療的ケア児の体調変化・対応を保護者に伝達 一日を振り返り、「医療的ケア児に対する医療的ケア及び教育・保育の記録書（様式第5号）」等を完成させ、渋川市教育・保育施設長に提出	「医療的ケア児に対する医療的ケア及び教育・保育の記録書（様式第5号）」等を医療的ケア児施設専任看護師から受取

2 教育・保育の提供

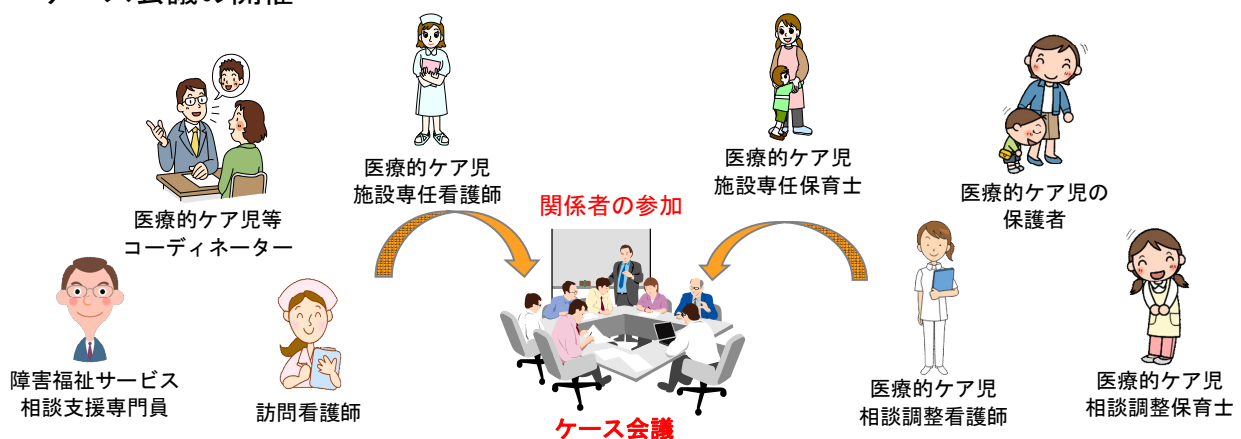
(1) 関係者からの意見等を踏まえた個別の指導計画（教育支援計画）の作成



(2) 教育・保育の提供の1日の流れ

	○医療的ケア児の保護者	○医療的ケア児施設専任保育士 ○医療的ケア児施設専任看護師（必要に応じて補助）	○洪川市教育・保育施設長
登園時	医療的ケア児の体調を医療的ケア児施設専任保育士に伝達	医療的ケア児の体調を保護者から確認	
教育・保育時間中	活動及び行事の参加について、必要に応じて主治医に確認して判断し、「医療的ケア児の活動及び行事参加確認書（様式第6号）」に記載して、医療的ケア児施設専任保育士に提出	保護者から提出のあった「医療的ケア児の活動及び行事参加確認書（様式第6号）」で、活動及び行事への参加を確認 医療的ケア児の状態及び障害特性に応じた教育・保育を行い、教育・保育中の様子を「医療的ケア児に対する医療的ケア及び教育・保育の記録書（様式第5号）」を参考にして記録 医療的ケア児でない児童が、医療的ケア児に装着された医療器具に触れることや大きな衝撃を与えてしまうことを防止	
降園時	医療的ケア児の教育・保育中の様子等を医療的ケア児施設専任保育士から確認	医療的ケア児の教育・保育中の様子等を保護者に伝達 所定の時期に、個別の指導計画（個別の教育支援計画）に評価・反省等を記入し、洪川市教育・保育施設長に提出	個別の指導計画を医療的ケア児施設専任保育士から受取

3 ケース会議の開催



第4章 医療的ケアの変更及び終了、医療的ケア児の退園及び卒園

医療的ケアの変更では、医療的ケア児の保護者から提出のあった「主治医指示書（様式第4号）」に従い、関係者による協議を経て、変更後の身体状況に応じた医療的ケア及び教育・保育を行います。

医療的ケアの終了では、医療的ケア児の保護者から「医療的ケア終了届出書（様式第7号）」の提出を受けて、終了後の身体状況に応じた教育・保育を行います。

医療的ケア児の退園では、医療的ケア児の保護者から「医療的ケア終了届出書（様式第7号）」及び「保育の実施解除申請書」の提出を受け、他の施設に転園するときは、必要な情報を当該施設に提供します。

医療的ケア児の卒園では、渋川市担当課職員、渋川市教育・保育施設、医療的ケア児の保護者、教育委員会（小学校等）その他の関係者が連携します。

1 医療的ケアの変更

■ 医療的ケア児の保護者

渋川市教育・保育施設における医療的ケアに変更が生じたとき（複数の医療的ケアを行っていて、一部の医療的ケアを終了する場合を含む。）は、医療的ケア児相談調整看護師又は医療的ケア児相談調整保育士に「主治医指示書（様式第4号）」を提出します。

■ 医療的ケア児相談調整看護師及び医療的ケア児相談調整保育士

医療的ケア児の保護者から提出のあった「主治医指示書（様式第4号）」による医療的ケアの変更にあたり、医療的ケア児に対して適切な支援を行うために必要な配慮（注意）すべき事項に関し、医療的ケア児等コーディネーター、渋川市教育・保育施設長、医療的ケア児施設専任看護師、医療的ケア児施設専任保育士その他の関係者と必要に応じて協議を行い、協議結果を「医療的ケア児の支援に係る関係者協議シート（様式第3号）」に整理し、関係者と共有します。

■ 医療的ケア児施設専任看護師及び医療的ケア児施設専任保育士

変更後の身体状況に応じた医療的ケア及び教育・保育を行います。

2 医療的ケアの終了

■ 医療的ケア児の保護者

渋川市教育・保育施設における医療的ケアを終了し、継続して教育・保育を受けるときは、医療的ケア児相談調整看護師又は医療的ケア児相談調整保育士に「医療的ケア終了届出書（様式第7号）」を提出します。

■ 医療的ケア児相談調整看護師及び医療的ケア児相談調整保育士

医療的ケア児の保護者から提出のあった「医療的ケア終了届出書（様式第7号）」により医療的ケアを終了することを、医療的ケア児等コーディネーター、渋川市教育・保育施設長、医療的ケア児施設専任看護師、医療的ケア児施設専任保育士その他の関係者と共有します。

3 医療的ケア児の退園

■ 医療的ケア児の保護者

医療的ケア児が渋川市教育・保育施設を退園するときは、医療的ケア児相談調整看護師又は医療的ケア児相談調整保育士に「医療的ケア終了届出書（様式第7号）」及び「保育の実施解除申請書」を提出します。

■ 医療的ケア児相談調整看護師及び医療的ケア児相談調整保育士

医療的ケア児の保護者から提出のあった「医療的ケア終了届出書（様式第7号）」及び「保育の実施解除申請書」により医療的ケア児が退園することを、医療的ケア児等コーディネーター、渋川市教育・保育施設長、医療的ケア児施設専任看護師、医療的ケア児施設専任保育士その他の関係者と共有します。

■ 医療的ケア児施設専任看護師及び医療的ケア児施設専任保育士

他の施設に転園する場合は、保護者の同意を得て、必要な情報を提供します。

4 医療的ケア児の卒園

■ 渋川市担当課職員

小学校等が医療的ケア児を受け入れられるよう、医療的ケア児の保護者、医療的ケア児施設専任看護師、医療的ケア児施設専任保育士、渋川市教育・保育施設長、教育委員会（小学校等）その他の関係者が協議する場（情報交換会等を活用）を設定します。

■ 医療的ケア児施設専任看護師及び医療的ケア児施設専任保育士

保護者の同意を得て、教育委員会（小学校等）に必要な情報を提供します。

第5章 事故防止の取組み及び事故発生時の対応

事故防止の取組み及び事故発生時の対応は、令和4年3月に策定した「**渋川市教育・保育施設における事故防止の取組み及び事故発生時の対応に関するガイドライン**（以下、「**事故対応ガイドライン**」という。）に基づいて行います。

教育・保育施設における事故防止の基本的取組みには、安全点検、危険確認、健康観察、人数確認、安全観察、安全指導、特別配慮、想定訓練、食品衛生、体制構築があります。

事故発生時の対応では、重大事故（死亡事故、治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故等）の場合は、初動対応、再発防止対策、保護者対応、報道機関対応、国報告、事後検証の流れで行い、重大事故以外の場合は、初動対応、再発防止対策、事後検証の流れで行います。

集団食中毒の場合は、初動対応、再発防止対策などを保健所の指示に従って対応します。

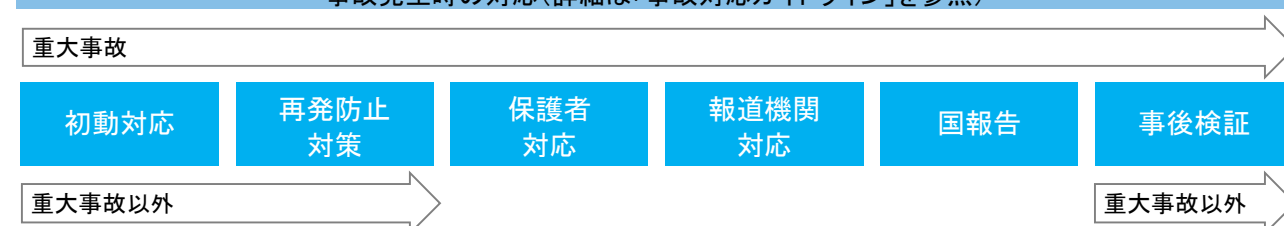
事故防止の基本的取組み（詳細は「事故対応ガイドライン」を参照）

安全点検	施設内の安全点検・環境改善・環境管理	想定訓練	事故の想定訓練
危険確認	施設外の危険確認	食品衛生	食品の衛生管理
健康観察	園児の健康観察	体制構築	保護者・関係機関との連携
人数確認	園児の場面変化等時の人数確認		施設従事者の共通理解・情報共有・複数対応
安全観察	園児の動静把握・危険排除・安全観察		施設従事者の救急対応等の技能向上
安全指導	園児・保護者の安全指導		ヒヤリ・ハットの事例収集・要因分析
特別配慮	園児の特別配慮の対応		事故発生時の役割分担設定

事故が発生しやすい場面（詳細は「事故対応ガイドライン」を参照）

睡眠  事故防止の取組みの視点 ① 窒息及び誤飲の未然防止 ② 定時（こまめ）に安全観察 ③ 人と ICT によるダブルチェックの検討	プール・水遊び  事故防止の取組みの視点 ① 監視者による監視の専念 ② 監視者及びプール指導者の明確な役割分担 ③ 時間に余裕をもったプール活動	
園外活動  事故防止の取組みの視点 ① 危険の把握及び情報の共有 ② 計画及び記録 ③ 安全の徹底及び行動の予測	バス送迎  事故防止の取組みの視点 ① 出発前の安全確認 ② 施設従事者の添乗 ③ 園児の乗降車の確認	食事  事故防止の取組みの視点 ① 衛生管理の徹底 ② 人的エラーの防止 ③ 調理及び食べさせ方の工夫

事故発生時の対応（詳細は「事故対応ガイドライン」を参照）



第6章 職員の研修

渋川市教育・保育施設長は、医療的ケアの最新知識の習得や技能の向上に加えて、教育・保育の質の向上を図るために、医療的ケア児の医療を行っている群馬県立小児医療センター等並びに医療的ケア児の支援を行っている教育・保育施設、群馬県立特別支援学校及び児童発達支援事業所等の協力を得て、実際の場面の現場視察を行い、支援者からの助言を求めるほか、医療的ケア児施設専任看護師、医療的ケア児施設専任保育士、医療的ケア児相談調整看護師及び医療的ケア児相談調整保育士に対して医療的ケア及び障害児保育に関する外部研修に積極的に参加させ、従事者に対して医療的ケア等に関する内部研修を定期的に実施します。

第7章 医療的ケアの実施及び教育・保育の提供における連携体制

医療的ケアの実施及び教育・保育の提供では、医療的ケア児の保護者、医療的ケア児施設専任看護師、医療的ケア児施設専任保育士、医療的ケア児相談調整看護師、医療的ケア児相談調整保育士、医療的ケア児等コーディネーター、渋川市教育・保育施設長、渋川市教育・保育施設の従事者、主治医、園医、障害福祉サービス相談支援専門員、訪問看護師及び教育委員会（小学校等）が緊密に連携し、役割を明確にして行います。

1 医療的ケア児の保護者



- ① 『渋川市窓口相談』の申出をします。
- ② 『渋川市窓口相談』の予約をします。
- ③ 『渋川市窓口相談』で、予め記入した「医療的ケア児の支援に係る窓口相談シート兼同意書（様式第1号）」を提出します。
- ④ 『渋川市窓口相談』において、「幼稚園・認定こども園・保育所（園）利用申込みのしおり」及び本ガイドラインに基づいて、教育・保育制度、医療的ケア児の入園までの流れ、医療的ケアの実施及び教育・保育の提供等について確認します。
- ⑤ 『入園希望施設現地確認』において、入園希望施設の見学を行い、「医療的ケア児の支援に係る入園希望施設現地確認シート（様式第2号）」を用いて、場所及び場面ごとに、医療的ケア児に対して適切な支援を行うために必要な配慮（注意）すべき事項を確認します。
- ⑥ 渋川市が『施設環境の整備及び人員の配置』の状況を踏まえて定める期限までに、「利用申請に必要な書類」を渋川市に提出します。
- ⑦ 「主治医指示書（様式第4号）」の作成を、主治医に依頼します。
- ⑧ 医療的ケアで使用する機材器具及び衛生用品等を毎日持参し持ち帰り、準備、点検及び整備をします。
- ⑨ 医療的ケア児の日常の体調変化を医療的ケア児施設専任看護師及び医療的ケア児施設専任保育士に伝達します。
- ⑩ 個別の指導計画（教育支援計画）の作成において、医療的ケア児施設専任保育士に意見や要望を伝えます。
- ⑪ 渋川市教育・保育施設が行う活動及び行事の参加について、必要に応じて主治医に確認して判断し、「医療的ケア児の活動及び行事参加確認書（様式第6号）」に記載して、医療的ケア児施設専任保育士に提出します。
- ⑫ 登園前に医療的ケア児の体調の異変が生じたときは、医療的ケア児施設専任看護師に連絡して、登園を自粛します。
- ⑬ 教育・保育の提供中に医療的ケア児の体調の異変が生じたときは、医療的ケア児施設専任看護師から連絡を受けて、直ちに必要な対応（迎え等）を行います。この場合において、対応ができない場合の協力者体制を整えておきます。
- ⑭ 渋川市教育・保育施設において教育・保育及び医療的ケアを実施するにあたり、物品の貸与、費用の負担及び付き添いを行います。
- ⑮ 医療的ケアに変更が生じたとき（複数の医療的ケアを行っていて、一部の医療的ケアを終了する場合を含む。）は、医療的ケア児相談調整看護師又は医療的ケア児相談調整保育士に「主治医指示書（様式第4号）」を提出します。
- ⑯ 渋川市教育・保育施設における医療的ケアを終了し、継続して教育・保育を受けるときは、医療的ケア児相談調整看護師または医療的ケア児相談調整保育士に、「医療的ケア終了届出書（様式第7号）」を提出します。
- ⑰ 医療的ケア児が教育・保育施設を退園するときは、「医療的ケア終了届出書（様式第7号）」及び「保育の実施解除申請書」を医療的ケア児相談調整看護師または医療的ケア児相談調整保育士に提出します。
- ⑱ 渋川市教育・保育施設における医療的ケアを新年度も継続する場合は、前年度1月末までに、医療的ケア児相談調整看護師又は医療的ケア児相談調整保育士に「主治医指示書（様式第4号）」を提出します。

2 医療的ケア児施設専任看護師



- ① 医療機関又は実施施設において主治医又は訪問看護師の指導（「主治医指示書（様式第4号）」による指導又は直接指導）を受けて医療的ケアの手技を習得し、安全に医療的ケアを行います。
- ② 医療的ケアの実施状況及び医療的ケア児の体調変化・対応を「医療的ケア児に対する医療的ケア及び教育・保育の記録書（様式第5号）」を参考にして記録します。
- ③ 医療的ケアで使用する機材、器具及び衛生用品等を保護者から受け取り、降園時まで適切に管理し、管理状況を「医療的ケア児に対する医療的ケア及び教育・保育の記録書（様式第5号）」を参考にして記録します。
- ④ 個別の指導計画（教育支援計画）の作成に対して、医療的ケア児施設専任保育士に意見します。
- ⑤ 必要に応じて、主治医に対して、医療的ケアに関する相談を行い、必要な指示を求めます。
- ⑥ 日常の体調変化を医療的ケア児の保護者に確認し、「医療的ケア児に対する医療的ケア及び教育・保育の記録書（様式第5号）」を参考にして記録します。
- ⑦ 医療的ケア児の体調の異変に伴い登園を自粛するときは、登園前に保護者から連絡を受けます。
- ⑧ 教育・保育の提供中に医療的ケア児の体調の異変が生じたときは、直ちに適切な対応（応急処置、救急措置、救急要請等）を行い、医療的ケア児の保護者に連絡します。
- ⑨ 医療的ケア児の降園時に、医療的ケアの実施状況及び体調変化・対応を保護者に伝達します。
- ⑩ 医療的ケア児の降園後、「医療的ケア児に対する医療的ケア及び教育・保育の記録書（様式第5号）」等を渋川市教育・保育施設長に提出します。
- ⑪ 必要に応じて、医療的ケア専任保育士の業務を補助します。
- ⑫ 必要に応じて、関係者によるケース会議の開催を、渋川市担当課職員に依頼します。
- ⑬ 医療的ケアの変更に対して、医療的ケア児に対して適切な支援を行うために必要な配慮（注意）すべき事項に関し、意見します。
- ⑭ 医療的ケア児の退園及び卒園において、保護者の同意を得て、当該施設に必要な情報を提供します。
- ⑮ 医療的ケア及び障害児保育に関する外部研修に参加します。
- ⑯ 医療的ケアに関する情報を渋川市教育・保育施設の従事者と共有します。
- ⑰ 医療的ケア児に関する情報を園医に提供します。

3 医療的ケア児施設専任保育士



- ① 医療的ケア児の保護者、医療的ケア児施設専任看護師、医療的ケア児等コーディネーター、障害福祉サービス相談支援専門員その他の関係者からの要望や意見を踏まえて、医療的ケア児の状態及び障害特性に応じた個別の指導計画（教育支援計画）を作成します。
- ② 日常の体調変化を医療的ケア児の保護者に確認します。
- ③ 医療的ケア児の保護者から提出のあった「医療的ケア児の活動及び行事参加確認書（様式第6号）」で、渋川市教育・保育施設が行う活動及び行事への参加を確認します。
- ④ 医療的ケア児の状態及び障害特性に応じた教育・保育を行い、教育・保育中の様子を「医療的ケア児に対する医療的ケア及び教育・保育の記録書（様式第5号）」を参考にして記録します。
- ⑤ 医療的ケア児でない児童が、医療的ケア児に装着された医療器具に触れることや大きな衝撃を与えてしまうことを防止します。
- ⑥ 必要に応じて、医療的ケア児施設専任看護師の業務を補助します。
- ⑦ 医療的ケア児の降園時に、教育・保育中の様子等を保護者に伝達します。
- ⑧ 所定の時期に、個別の指導計画（教育支援計画）に評価・反省等を記入し、渋川市教育・保育施設長に提出します。
- ⑨ 必要に応じて、関係者によるケース会議の開催を、渋川市担当課職員に依頼します。
- ⑩ 医療的ケアの変更に対して、医療的ケア児に対して適切な支援を行うために必要な配慮（注意）すべき事項に関し、意見します。
- ⑪ 医療的ケア及び障害児保育に関する外部研修に参加します。
- ⑫ 医療的ケア児の退園及び卒園において、保護者の同意を得て、当該施設に必要な情報を提供します。

4 医療的ケア児相談調整看護師



- ① 「医療的ケア児の支援に係る窓口相談シート兼同意書（様式第1号）」を活用して医療的ケア児の状態等の概要を聞き取りを行います。
- ② 医療的ケア児に対する適切な福祉（教育・保育に限らず）の支援に関する関係者協議を行います。
- ③ 窓口相談で保護者から提出のあった「医療的ケア児の支援に係る窓口相談シート兼同意書（様式第1号）」で、実施要件及び入園希望施設の空き状況等を確認します。
- ④ 「幼稚園・認定こども園・保育所（園）利用申込みのしおり」及び本ガイドラインに基づいて、教育・保育制度、医療的ケア児の入園までの流れ、医療的ケアの実施及び教育・保育の提供等について、保護者に説明します。
- ⑤ 『入園希望施設現地確認』の参加者に「医療的ケア児の支援に係る窓口相談シート兼同意書（様式第1号）」を送付し、日程調整を行います。
- ⑥ 『入園希望施設現地確認』において「医療的ケア児の支援に係る窓口相談シート兼同意書（様式第1号）」に記載された医療的ケア児の基本情報、状態及び医療的ケアの種別・方法等を共有します。
- ⑦ 『入園希望施設現地確認』において、入園希望施設の見学を行い、「医療的ケア児の支援に係る入園希望施設現地確認シート（様式第2号）」を用いて、場所及び場面ごとに、医療的ケア児に対して適切な支援を行うために必要な配慮（注意）すべき事項を確認します。
- ⑧ 『入園希望施設現地確認』終了後に、『渋川市窓口相談』『入園希望施設現地確認』を踏まえて、『入園に向けた関係者協議』を実施し、医療的ケア児の受入れに必要な施設環境の整備について意見します。
- ⑨ 『入園に向けた関係者協議』終了後に、協議結果を「医療的ケア児の支援に係る関係者協議シート（様式第3号）」に整理し、医療的ケア児等コーディネーター、入園希望施設長その他の関係者と共有します。
- ⑩ 必要に応じて、医療的ケア児施設専任看護師の応援を行います。
- ⑪ 医療的ケア児施設専任看護師から相談を受けたときは、必要な対応を行います。
- ⑫ 「主治医指示書（様式第4号）」による医療的ケアの変更に対して、医療的ケア児に対して適切な支援を行うために必要な配慮（注意）すべき事項に関し、医療的ケア児等コーディネーター、渋川市教育・保育施設長、医療的ケア児施設専任看護師、医療的ケア児施設専任保育士その他の関係者と必要に応じて協議を行い、協議結果を「医療的ケア児の支援に係る関係者協議シート（様式第3号）」に整理し、関係者と共有します。
- ⑬ 「医療的ケア終了届出書（様式第7号）」による医療的ケアの終了又は医療的ケア児の退園について、医療的ケア児等コーディネーター、渋川市教育・保育施設長、医療的ケア児施設専任看護師、医療的ケア児施設専任保育士その他の関係者と共有します。
- ⑭ 医療的ケア及び障害児保育に関する外部研修に参加します。

5 医療的ケア児相談調整保育士



- ① 「医療的ケア児の支援に係る窓口相談シート兼同意書（様式第1号）」を活用して医療的ケア児の状態等の概要を聞き取りを行います。
- ② 医療的ケア児に対する適切な福祉（教育・保育に限らず）の支援に関する関係者協議を行います。
- ③ 窓口相談で保護者から提出のあった「医療的ケア児の支援に係る窓口相談シート兼同意書（様式第1号）」で、実施要件及び入園希望施設の空き状況等を確認します。
- ④ 「幼稚園・認定こども園・保育所（園）利用申込みのしおり」及び本ガイドラインに基づいて、教育・保育制度、医療的ケア児の入園までの流れ、医療的ケアの実施及び教育・保育の提供等について、保護者に説明します。
- ⑤ 『入園希望施設現地確認』の参加者に「医療的ケア児の支援に係る窓口相談シート兼同意書（様式第1号）」を送付し、日程調整を行います。
- ⑥ 『入園希望施設現地確認』において「医療的ケア児の支援に係る窓口相談シート兼同意書（様式第1号）」に記載された医療的ケア児の基本情報、状態及び医療的ケアの種別・方法等を共有します。
- ⑦ 『入園希望施設現地確認』において、入園希望施設の見学を行い、「医療的ケア児の支援に係る入園希望施設現地確認シート（様式第2号）」を用いて、場所及び場面ごとに、医療的ケア児に対して適切な支援を行うために必要な配慮（注意）すべき事項を確認します。
- ⑧ 『入園希望施設現地確認』終了後に、『渋川市窓口相談』『入園希望施設現地確認』を踏まえて、『入園に向けた関係者協議』を実施し、医療的ケア児の受入れに必要な施設環境の整備について意見します。
- ⑨ 『入園に向けた関係者協議』終了後に、協議結果を「医療的ケア児の支援に係る関係者協議シート（様式第3号）」に整理し、関係者と共有します。
- ⑩ 必要に応じて、医療的ケア児施設専任保育士の応援を行います。
- ⑪ 医療的ケア児施設専任保育士から相談を受けたときは、必要な対応を行います。
- ⑫ 「主治医指示書（様式第4号）」による医療的ケアの変更に対して、医療的ケア児に対して適切な支援を行うために必要な配慮（注意）すべき事項に関し、医療的ケア児等コーディネーター、渋川市教育・保育施設長、医療的ケア児施設専任看護師、医療的ケア児施設専任保育士その他の関係者と必要に応じて協議を行い、協議結果を「医療的ケア児の支援に係る関係者協議シート（様式第3号）」に整理し、関係者と共有します。
- ⑬ 「医療的ケア終了届出書（様式第7号）」による医療的ケアの終了又は医療的ケア児の退園について、医療的ケア児等コーディネーター、渋川市教育・保育施設長、医療的ケア児施設専任看護師、医療的ケア児施設専任保育士その他の関係者と共有します。
- ⑭ 医療的ケア及び障害児保育に関する外部研修に参加します。

6 医療的ケア児等コーディネーター



- ① 渋川市教育・保育施設における医療的ケア児受入れに関する情報提供を、医療的ケア児の保護者に行います。
- ② 医療的ケア児に対する適切な福祉（教育・保育に限らず）の支援に関する関係者協議を行います。
- ③ 『入園希望施設現地確認』において、「医療的ケア児の支援に係る窓口相談シート兼同意書（様式第1号）」に記載された医療的ケア児の基本情報、状態及び医療的ケアの種別・方法等の共有を受けます。
- ④ 『入園希望施設現地確認』において、入園希望施設の見学を行い、「医療的ケア児の支援に係る入園希望施設現地確認シート（様式第2号）」を用いて、場所及び場面ごとに、医療的ケア児に対して適切な支援を行うために必要な配慮（注意）すべき事項を確認します。
- ⑤ 『入園に向けた関係者協議』において、医療的ケア児の受入れに必要な施設環境の整備について意見します。
- ⑥ 個別の指導計画（教育支援計画）の作成に対して、医療的ケア児施設専任保育士に意見します。
- ⑦ 医療的ケアの変更に対して、医療的ケア児に対して適切な支援を行うために必要な配慮（注意）すべき事項に関し、意見します。

7 渋川市教育・保育施設長



- ① 医療的ケア児に対する医療的ケアの実施及び教育・保育の提供における連携体制を整えます。
- ② 体調の異変、事故、感染症まん延及び緊急事態の対応を定め、必要な対策を行います。
- ③ 『入園希望施設現地確認』において、「医療的ケア児の支援に係る窓口相談シート兼同意書（様式第1号）」に記載された医療的ケア児の基本情報、状態及び医療的ケアの種別・方法等の共有を受けます。
- ④ 『入園希望施設現地確認』において、入園希望施設の見学を行い、「医療的ケア児の支援に係る入園希望施設現地確認シート（様式第2号）」を用いて、場所及び場面ごとに、医療的ケア児に対して適切な支援を行うために必要な配慮（注意）すべき事項を確認します。
- ⑤ 『入園に向けた関係者協議』において、医療的ケア児の受入れに必要な施設環境の整備について意見します。
- ⑥ 医療的ケア児に適切な支援を行うために必要な施設環境を形成します。
- ⑦ 医療的ケア児の降園後に、医療的ケア児施設専任看護師から「医療的ケア児に対する医療的ケア及び教育・保育の記録書（様式第5号）」等の提出を受けます。
- ⑧ 所定の時期に、医療的ケア児施設専任保育士から個別の指導計画（教育支援計画）の提出を受けます。
- ⑨ 医療的ケアの変更に対して、医療的ケア児に対して適切な支援を行うために必要な配慮（注意）すべき事項に関し、意見します。
- ⑩ 医療的ケアの最新知識の習得や技能の向上に加えて、教育・保育の質の向上を図るために、医療的ケア児の医療を行っている群馬県立小児医療センター等並びに医療的ケア児の支援を行っている教育・保育施設、群馬県立特別支援学校及び児童発達支援事業所等の協力を得て、実際の場面の現場視察を行い、支援者からの助言を求めるほか、医療的ケア児施設専任看護師、医療的ケア児施設専任保育士、医療的ケア児相談調整看護師及び医療的ケア児相談調整保育士に対して医療的ケア及び障害児保育に関する外部研修に積極的に参加させ、従事者に対して医療的ケア等に関する内部研修を定期的実施します。
- ⑪ 渋川市教育・保育施設が、群馬県知事による特定行為業務の登録を受けることができるよう努力します。

8 渋川市教育・保育施設の従事者



- ① 医療的ケア児施設専任保育士による個別の指導計画（教育支援計画）の作成に協力します。
- ② 医療的ケア及び障害児保育に関する内部研修を受けます。
- ③ 医療的ケア児施設専任看護師から提供される医療的ケアに関する情報を共有します。

9 主治医



- ① 渋川市教育・保育施設における医療的ケア児受入れに関する情報提供を、医療的ケア児の保護者に行います。
- ② 利用申請及び医療的ケアの変更の際に、保護者からの依頼を受けて「主治医指示書（様式第4号）」を作成し、医療機関又は実施施設において、医療的ケア児施設専任看護師に対して医療的ケアの指示及びその手技の指導を行います。
- ③ 医療的ケア児の保護者から渋川市教育・保育施設が行う活動及び行事の参加に関する相談を受けたときは、意見を伝えます。
- ④ 医療的ケア児施設専任看護師から医療的ケアに関する相談を受けたときは、必要な指示を行います。

10 園医



医療的ケア児施設専任看護師から医療的ケア児に関する情報の提供を受けて、定期検診などを行います。

11 障害福祉サービス相談支援専門員



- ① 渋川市教育・保育施設における医療的ケア児受入れに関する情報提供を、医療的ケア児の保護者に行います。
- ② 個別の指導計画（教育支援計画）の作成に対して、医療的ケア児施設専任保育士に意見をします。
- ③ 渋川市教育・保育施設と障害児通所支援事業所等が連携できるよう、調整を行います。

12 訪問看護師



- ① 渋川市教育・保育施設における医療的ケア児受入れに関する情報提供を、医療的ケア児の保護者に行います。
- ② 医療機関又は実施施設において、医療的ケア児施設専任看護師に対して医療的ケアの手技の指導を行います。

13 教育委員会（小学校等）



- ① 医療的ケア児の受入れに向けた関係者との協議に参加します。
- ② 医療的ケア児を受入れられるよう、体制を整えます。
- ③ 医療的ケア児施設専任看護師及び医療的ケア児施設専任保育士から、必要な情報の提供を受けます。

医療的ケア児の支援に係る窓口相談シート兼同意書

1
渋川市
窓口相談

2
入園希望施設
現地確認

3
入園に向けた
関係者協議

4
施設環境の整備
及び人員の配置

5
利用申請

対象児童氏名		男・女	生年 月日	年 月 日 (年 4 月 1 日現在 歳)
障害者手帳	☐ 身体障害者手帳 ☐ 療育手帳 ☐ 精神障害者保健福祉手帳			
住所				
日中に連絡が とれる電話番号	続柄：		続柄：	
	続柄：		続柄：	
入園希望施設	第 1 希望		第 2 希望	
利用希望期間	年 月 日 から 年 月 日 まで			
利用希望時間	平日 (: ~ :) 土曜 ☐ 必要 (: ~ :) ☐ 不要			
障害児通所支援事 業所等の利用状況				
同居 家族	氏 名	続柄	生年月日	勤務先、学校名等
			. .	
			. .	
			. .	
			. .	
渋川市教育・保育施設における対象児童の支援の実施にあたり、以下の実施要件について、主治医の確認を得ていますか。 <u>主治医氏名</u> <u>医療機関</u> 1 主治医が、対象児童が渋川市教育・保育施設において教育・保育及び医療的ケアを受けることが可能であると判断すること ☐はい ☐いいえ ☐未確認 2 主治医が、医療的ケアの手技を医療的ケア児施設専任看護師に指導すること ☐はい ☐いいえ ☐未確認 渋川市教育・保育施設における対象児童の支援の実施にあたり、以下の実施要件について、同意しますか。 1 病状や医療的ケアに関する情報（主治医の意見や健康状態の変化等）を渋川市教育・保育施設と十分に共有すること ☐はい ☐いいえ 2 医療的ケアに必要な機材、器具及び衛生用品等を不足のないように毎日持参し持ち帰り、準備、点検及び整備を行うこと ☐はい ☐いいえ 3 渋川市教育・保育施設において教育・保育及び医療的ケアを実施するにあたり、物品の借用、費用の負担及び付き添い（特に入園後当面の間）をお願いすることがあること ☐はい ☐いいえ 4 医療的ケア児施設専任看護師が都合により休暇のときは家庭での保育をお願いすることがあること ☐はい ☐いいえ				

- 5 「主治医指示書（様式第4号）」に記載のない医療的ケアを依頼する場合は「主治医指示書」を再提出すること ☐はい ☐いいえ
- 6 「第2章 医療的ケア児の入園までの流れ」の過程において入園に至らない場合又は入園までに時間を要する場合があること ☐はい ☐いいえ

対象児童の状態	姿勢	☐ 自立	
		☐ 介助や支えが必要（普段よくしている姿勢） 保護者から見た様子	
	食事	☐ 経口	☐ 自立 ☐ 一部介助 ☐ 全介助
			☐ 普通食 ☐ 軟食 ☐ きざみ食 ☐ ミキサー食
		☐ 流動食 ☐ その他（ ）	
	保護者から見た様子		
	理解	☐ 言語理解可（理解の程度 ）	
		☐ 言語理解不可 保護者から見た様子	
服薬	☐ 有 （内容 ）		
	☐ 無 保護者の意見		
その他の薬	☐ 有 （内容 ）		
	☐ 無 保護者の意見		
呼吸	☐ 自立		
	☐ 配慮が必要（内容 ） 保護者から見た様子		
排尿	☐ 自立		
	☐ 配慮が必要（内容 ） 保護者から見た様子		
排便	☐ 自立		
	☐ 配慮が必要（内容 ） 保護者から見た様子		

対象児童の状態	アレルギー	☐ 有 ☐ 無	
	保護者の意見		
医療的ケアの種別・方法	その他必要な配慮		
	医療的ケアの種別	☐ 喀痰吸引（ ☐ 口腔 ☐ 鼻腔 ☐ 気管カニューレ内） ☐ ネブライザー吸入 ☐ 酸素吸入 ☐ 血糖測定 ☐ インスリン皮下注射 ☐ 導尿 ☐ 人工肛門 ☐ コンタクトレンズ装着 ☐ 経管栄養（ ☐ 鼻腔 ☐ 胃ろう ☐ 腸ろう） ☐ その他（ ）	
	医療的ケアの方法		
		使用する機材等について 電源 ☐ 必要 ☐ 不要 バッテリー ☐ 有 ☐ 無	

入園希望施設現地確認の希望日時	年 月 日（ ） 午前 ・ 午後
-----------------	------------------

その他確認しておきたいこと	
---------------	--

渋川市長 様

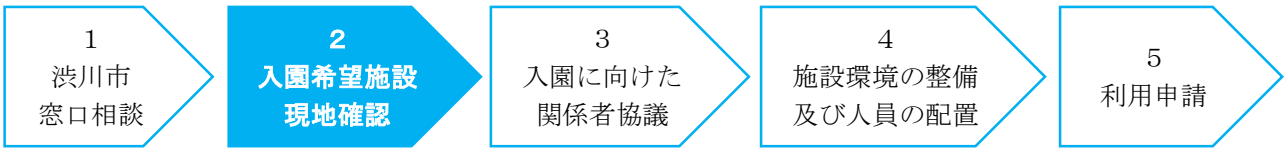
私は、渋川市教育・保育施設における医療的ケア児の支援の実施に関わる者が対象児童に関する個人情報と共有することに同意します。

年 月 日	保護者（署名）
	保護者（署名）

医療的ケア児の支援に係る入園希望施設現地確認シート

記入者 _____

_____ 年 ____ 月 ____ 日



対象児童氏名				入園希望施設		
場所及び場面		適切な支援を行うために必要な配慮（注意）すべき事項				
場 所	建 物 内	医療的ケアを行うスペース	施設 ☐ 可 ☐ 不可			
		機材等を保管するスペース				
		トイレ				
		手洗い場				
		出入口				
		机、椅子				
		停電時の対応				
	建 物 外	テラス				
		園庭				
場 面	睡眠					
	食事					
	登降園					
	園外活動					
	プール活動					
	緊急時の避難					
	移 動	段差				
		手すり				

様式第3号

渋川市教育・保育施設における医療的ケア児の支援用

決裁印	決裁区分	部長	課長	課長補佐	統括主幹	係

医療的ケア児の支援に係る関係者協議シート

作成者 _____ 年 月 日



対象児童氏名		施設名	
医療的ケアの種別			

関係者の意見

医療的ケア児等 コーディネーター	
入園希望施設長	
医療的ケア児 施設専任看護師	
医療的ケア児 施設専任保育士	
医療的ケア児 相談調整看護師	
医療的ケア児 相談調整保育士	

医療的ケア児の受入れに必要な施設環境の整備

対象児童 氏名		生年 月日	年 月 日 (年 4 月 1 日現在 歳)
診断名			受診状況 ☐ 定期 ☐ 不定期
渋川市教育・保育 施設における 集団生活の可否	可 ・ 否	理由	
渋川市教育・保育 施設における 特別な配慮及び 運動の制限	教育・保育中に特別な配慮を ☐ 必要としない ☐ 部分的に必要とする ☐ 常に必要とする 運動の制限 ☐ 運動は不可 ☐ 軽い運動には参加可 ☐ 中等度の運動には参加可 ☐ 強い運動にも参加可 } 内容		
服薬 (処方箋 添付可)	☐ 有 (内容) ☐ 無		
	所見		
その他 の薬	☐ 有 (内容) ☐ 無		
	所見		
呼吸	☐ 自立 ☐ 配慮が必要 (内容)		
	所見		
食事	☐ 自立 ☐ 一部介助 ☐ 全介助		
	☐ 経口	☐ 普通食 ☐ 軟食 ☐ きざみ食 ☐ ミキサー食	
		☐ 流動食 ☐ その他 ()	
所見			

排尿	☐ 自立 ☐ 配慮が必要（内容 ）
	所見
排便	☐ 自立 ☐ 配慮が必要（内容 ）
	所見
発作	☐ 有 （内容 ） ☐ 無 発作時の対応（ ）
	所見
医療的ケア指示内容	☐ 喀痰吸引 ☐ 口腔、鼻腔 吸引カテーテルのサイズ（ ）Fr. 吸入圧（ ）kPa 以下 鼻からの挿入の長さ（ ）cm 口からの挿入の長さ（ ）cm ☐ 気管カニューレ 吸引カテーテルのサイズ（ ）Fr. 吸入圧（ ）kPa 以下 カニューレ入口からの挿入の長さ（ ）cm
	☐ ネブライザー吸入 方法（ ）
	☐ 酸素吸入 流量（ ℓ／分） ☐ 気管切開（人工鼻）より ☐ 人工呼吸器より ☐ 鼻カテより SPO ₂ 低下時の対応（ ）
	☐ 血糖測定 実施時間（ ： ）（ ： ）
	☐ インスリン皮下注射 薬剤名（ ） 1回量（ ） ☐ 食前 ☐ 食後 持続投与（メーカー名： ） 薬剤名（ ） アルコール綿のアレルギー ☐ 有 ☐ 無 低血糖時の対応（ ）
	☐ 導尿 カテーテル製品名（ ） カテーテルサイズ（ ）Fr. 回数 約（ ）回／日
	☐ 人工肛門 方法（ ）

医療的 ケア 指示 内容	☐ コンタクトレンズ装着 留意点等（ ）
	☐ 経管栄養 【種類】 ☐ 経鼻胃管留置カテーテル サイズ（ ）Fr. 挿入長さ（ ）cm ☐ 胃ろう カテーテルの種類（ ）サイズ（ ）Fr. （ ）cm ☐ 腸ろう カテーテルの種類（ ）サイズ（ ）Fr. （ ）cm 【方法】 ☐ 栄養剤注入 栄養剤 実施時間（ ）（ ） 内容・量（ ） 1回の注入時間（ ）分～（ ）分 ☐ 胃残量が（ ）未満の時 そのまま予定量を注入 ☐ 胃残量が（ ）ml 以上（ ）ml 未満の時（ ） ☐ 胃残量が（ ）ml 以上の時（ ） ☐ 胃残の色に異常がある（褐色・黄色・緑色）の時（ ） ☐ その他胃残の性状に異常がある場合の対応（ ） ☐ 水分注入 実施時間（ ）（ ） 内容（ ） 1回量（ ） 注入速度（ ）分～（ ）分 ショット（ ☐ 可 ☐ 不可） ☐ 胃残量が（ ）未満の時 そのまま予定量を注入 ☐ 胃残量が（ ）ml 以上（ ）ml 未満の時（ ） ☐ 胃残量が（ ）ml 以上の時（ ） ☐ 胃残の色に異常がある（褐色・黄色・緑色）の時（ ） ☐ その他胃残の性状に異常がある場合の対応（ ） ☐ 薬剤注入 実施時間（ ） 注意点など（ ） ☐ 胃からの脱気 脱気のタイミング ☐ 注入前 ☐ 注入中 ☐ 注入後 ☐ その他（ ）
	カテーテル、胃ろう脱去時の対応等
	☐ その他（ ） 留意点等（ ）
	医療的ケア指示内容に関する特記事項

予想される 緊急時の 対応	状況・頻度	
	対応	
	救急搬送の 目安	
その他		

※浜川市教育・保育施設で実施する医療的ケアについて全て記載してください。主治医指示書に記載のない医療的ケアは実施できません。

_____年 _____月 _____日

医療機関名称 _____

主治医（署名） _____

医療機関所在地 _____

電話番号 _____

医療的ケア児に対する医療的ケア及び教育・保育の記録書

記入者 _____、 _____

園児氏名				実施年月日	年 月 日 ()			
医療的ケア児施設専任看護師	登園時及び降園時	医療的ケアで使用する機材、器具及び衛生用品等の管理状況						
	登園時	医療的ケア児の体調 (保護者からの聞き取り)	体温 ()℃ 咳 (☐ 有 ☐ 無) 鼻水 (☐ 有 ☐ 無)					
	教育・保育時間中	医療的ケアの実施状況	① ____ 時 ____ 分 実施場所 _____ 実施内容					
			② ____ 時 ____ 分 実施場所 _____ 実施内容					
			③ ____ 時 ____ 分 実施場所 _____ 実施内容					
施設専任保育士	医療的ケア児	医療的ケア児の体調変化・対応						
		教育・保育中の様子						
施設長	教育・保育	確認事項 (実態に応じて設定)	登園時		日中		降園時	

医療的ケア児の活動及び行事参加確認書

保護者

年 月 日

[illegible]

医療的ケア終了届出書

下記園児について、渋川市教育・保育施設における医療的ケアを終了することを届け出ます。

園児氏名		施設名	
医療的ケアの 終了年月日	年 月 日		
特記事項	☐ 医療的ケアの終了 ☐ 途中退園		

____年 月 日

主治医（署名）_____

保護者（署名）_____

保護者（署名）_____